

OECDのBEPS行動13最終報告書に基づき、日本においても、平成28年度税制改正により、直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループは、国別報告事項(Country by Country Report、以下「CbCR」という)を最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に電子申告(e-Tax)により提出することが義務づけられた。BEPS行動13適用初年度においては、手探りの対応でその作成・提出に想定以上に苦勞し、次年度以降に多くの課題が残った日系企業も少なくないのではないだろうか？ 第1章では、毎年作成・提出が必要となるCbCRという新たな税務業務を最大限効率化するための作成プロセスの構築・一部自動化にむけた取組みとともに、将来の税務リスクの軽減のための事前のリスク分析の必要性について解説する。

また、近年パナマ文書やパラダイス文書等を契機として、企業の税務戦略とレピュテーションリスクとの関係がより密接となるとともに、さまざまな国で「税の透明性」の強化が叫ばれている。各国で税務当局のデジタル化が急速に進行し、BEPS行動13や「税の透明性」の強化という全世界的な潮流に伴い、税務当局は自国だけではなく、グローバルな観点での可視性も獲得しつつある。本社がグループ全体の税務状況の可視化や各社の税務状況の分析ができていない場合、今後さまざまな税務リスクにさらされる可能性があることから、税務当局と同等レベルでの可視化および事前のリスク評価を含めたグローバル税務管理体制の構築が不可避となっている。第2章では、グローバルタックスマネジメントの体制構築に向けたアプローチを解説する。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、弊法人としての公式見解ではないことをあらかじめお断りする。

第1章

業務効率化、税務リスクの低減に向けたCbCRの作成プロセス構築とリスク分析のポイント

CbCR(国別報告事項・国別報告書)の概要

(1) OECDのBEPS行動13最終報告書および日本における制度概要

CbCRに関するBEPS行動13最終報告書と日本における制度の概要は、図表1のとおりである。日本

における制度はBEPS行動13最終報告書の内容におおむね準拠しているものの、主な違いとして適用開始時期の若干の遅れが挙げられる。EU加盟国や一部の国などは適用開始年度が日本よりも約1年早かったこともあり、12月・1月・2月決算法

人においては、1年前倒しの対応として、2017年3月31日までに「最終親会社等届出事項」を提出のうえ、2016年12月期・2017年1月期・2017年2月期に係る国別報告事項につき、(日本における提出義務はないものの)自主的な提供を行った企業も少なくない。BEPS行動13適用2年目における日本の最終親会社における対象年度・提出期限については図表2のとおりである。

(図表2) 日本親会社の対象年度と提出期限

